

令和4年度 奈良県ふるさと投資活用支援補助金募集要項

事業の目的

奈良県経済の活性化及び域外交易力の強化を図るために、県内の中小企業者の新事業展開を支援します。

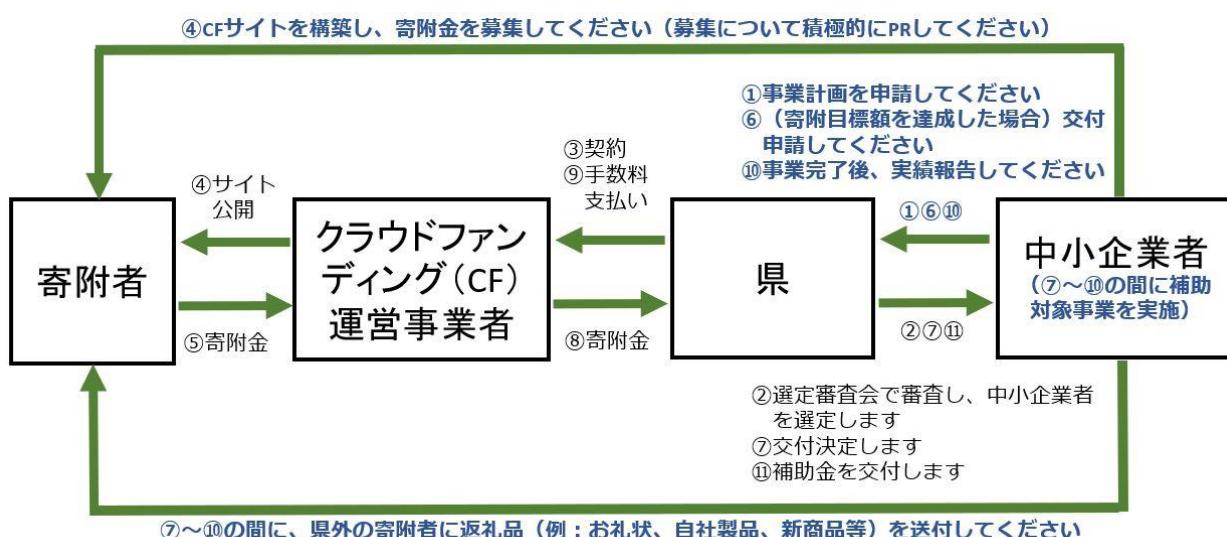
ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで資金調達を行うことにより、県内の中小企業者の取り組みを全国に発信し、全国から応援や共感を得て新たな販路獲得に繋げ、本県の経済活性化及び域外交易力の強化を目指します。

(補足) ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングの仕組み

- ・インターネットのクラウドファンディングサイトを通して、中小企業者が計画するプロジェクトに共感した人から寄附金を募る仕組みです。
- ・ふるさと納税制度を活用した寄附になりますので、寄附者の所得税及び住民税から寄附金額に応じて一部が税額控除（所得に応じて控除の限度あり）されます。
- ・奈良県は、クラウドファンディングで集まった寄附金をもとに、必要経費を差し引いた上で中小企業者へ補助金を交付します。

事業の流れ

事業のおおまかな流れは下記のとおりです。中小企業者は、青字箇所を実施します。



対象となる事業者

次の①②を満たす者を対象とします。

- ① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に規定する「中小企業者」

製造業・建設業・運輸業その他の業種（第 1 号）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業（第 2 号）	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業（第 3 号）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業（第 4 号）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

- ② 県内に新事業展開や販路開拓の実施の拠点となる事務所または事業所を有する企業

※県内に本社がない企業が申請する場合は、県内の事務所又は事業所を拠点として申請事業を実施する必要があります。

補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クラウドファンディングの方法で資金調達を行う新事業展開等で、県が選定する事業とします。

なお、複数年にわたる事業については、全体の事業計画のうち申請した日の属する年度の実績報告書提出日までに完了する事業を補助対象事業とします。

(注意)

※補助対象事業は、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける事業と重複してはなりません。

補助対象経費

補助対象事業期間内において着手し、完了（支払いまでを含む）した経費のうち、次に該当するものを対象とします。

補助対象経費（区分）

区分	内容
設備等導入費	設備導入に係る経費（原材料費、備品購入費 等）
施設改修費	事業所等の拡張に伴う経費（修繕費、委託料、工事請負費 等）
販路開拓費	販路開拓に要する経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、委託料、使用料および賃借料）
その他の経費	その他新事業を行うために要する経費

補助対象経費（種類）

種類	内容
報償費	専門家謝金等
旅費	従業員旅費、専門家旅費等
消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
印刷製本費	チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
修繕費	事業に必要な動産・不動産の修繕費等
通信運搬費	事業に必要な物品の輸送費等
広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
委託料	建物等の設計費や外注加工費、業務の委託に要する経費
使用料および賃借料	事務所・店舗等の借上げ料、イベント会社の使用料、機械装置・備品のリース・レンタル経費等
工事請負費	事務所・店舗等の開設に伴う外装・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む）
原材料費	資材購入費等
備品購入費	事業に必要となる機械装置や備品の購入費等
その他	知事が必要と認める経費

（注意）

※人件費及び、補助対象経費総額の50%を超える委託料は対象となりません。

※当該経費にかかる消費税及び地方消費税は、補助の対象となりません。

事業計画書の提出

(1) 募集期間

令和4年4月21日（木）から令和4年6月3日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出書類（各1部を県へ提出）

- ① 奈良県ふるさと投資活用支援補助金に係る事業計画書（第1号様式）
- ② 承諾書（別紙1）
- ③ 過去2年間の決算書の写し（法人の場合）、過去2年間の確定申告書の写し（個人の場合）
- ④ 登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）
- ⑤ 県税の滞納がないことの証明書
- ⑥ 営業に関する必要な許認可証の写し
- ⑦ その他事業の参考となる書類

※第1号様式、別紙1は、奈良県HPからダウンロード可。

(3) 申請できる事業計画は、新事業展開（新商品や新サービスの企画・開発、新規販路の開拓等）であって、次の①から④すべての要件を満たしている必要があります。

- ① 申請事業（新事業展開）の実施の拠点となる事務所又は事業所が、奈良県内に存する計画。
- ② 補助対象経費が、税抜き50万円以上の計画であること。
- ③ 年度内に定める実績報告書提出日までに補助対象事業を完了することができる事業計画。
- ④ 寄附者に対し、お礼（礼状及び返礼品）を行う場合は、平成31年度4月1日付総務省告示第179号等を参考に、地場産品等とし、お礼にかかる経費の割合が寄附金額に対して、3割を超えないようにするなど、ふるさと納税の趣旨の範囲内で設定しており、そのお礼を年度内に定める実績報告書提出日までに実施できる事業計画。

※自社で製造する商品以外を返礼品として設定することも可能です。

※県内の寄附者に対してのお礼は、礼状等の経済的な所得と見なされないものに限りります。

（注意）

※（1）～（3）を満たしていない申請は、受理できませんのでご注意ください。

(4) その他

- ・審査に公平性を期すため、制度内容以外に関する、相談は受け付けません。
- ・提出書類は各1部、持込または郵送等にて、（1）の募集期間内にお問合せ先に示す場所まで提出してください。

事業計画の審査方法

県の附属機関での審査を経て、事業者の選定を行います。審査の結果、選定された場合は、県から補助内定の通知書（以下「内定通知書」という。）を送付します。

- ・選定審査（プレゼンテーション及び質疑応答を予定）

審査機関：有識者により構成する選定審査会

審査基準：次の点を基本として審査します。

- ・新事業展開であること
- ・新事業展開に新規性・地域性・独自性等が認められること
- ・寄附者からの賛同や共感を得るストーリー性や訴求力のある取組であること
- ・事業計画が、実現可能性の高いものであること
- ・魅力的な返礼品の設定や事業を拡散する発信力を有する等クラウドファンディングにおけるプロジェクトの達成（寄附額が寄附目標額に達する）が期待できること
- ・新事業展開により営業利益の向上が見込まれること
- ・応援者（潜在顧客）の開拓が事業の売上向上に重要であること
(クラウドファンディングによる資金調達がふさわしい計画であるか)

既定の審査要領に基づき審査し、5者を選定します。

(注意)

※審査基準を参考に、事業計画を策定してください。

※選定後にクラウドファンディングを行う際、クラウドファンディング運営事業者（以下「CF運営事業者」という。）と相談の上、返礼品の内容をブラッシュアップすることは可能ですが、返礼品の内容は審査対象となっていますので、現時点で想定している計画を事業計画に記載してください。

※審査経過、採択結果の内容等についてのお問合せには応じられません。

寄附金の募集

県からの内定通知書により、内定された事業者（以下「補助内定事業者」という。）は、県が契約を結ぶCF運営事業者と打ち合わせを行い、クラウドファンディングサイトを構築した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附金の募集を行います。

寄附金募集の寄附目標額（以下「寄附目標額」という。）は、事業計画書の補助対象経費（税抜き）を参考に、50万円から100万円の間で設定させていただきます。

(寄附目標額を達成した場合)

県は、寄附目標額の寄附を受けた補助内定事業者に対して、補助金交付予定額を通知いたします。

(寄附目標額を達成しなかった場合)

県は、寄附目標額未満の寄附を受けた補助内定事業者に対して、補助内定の取り消しを通知いたします。

(注意)

※クラウドファンディングサイトは、CF運営事業者のサポートを受けながら、補助内定事業者が構築することになります。また、寄附募集に関する広報は、補助内定事業者で主体的に行う必要があります。

※補助金交付予定額は、寄附金額からCF運営事業者に支払うウェブサイト利用手数料(10%～20%)及び消費税、地方消費税等を除いた額、又は補助内定事業における補助対象経費の額からCF運営事業者に支払うウェブサイト利用手数料(10%～20%)及び消費税、地方消費税等を除いた額のいずれか低い額となります。

※ふるさと納税制度を活用した寄附になりますので、寄附を受ける主体は、県となります。従って、受領した寄附金額(クラウドファンディング運営事業者へ支払う手数料等を除く)に対して、補助金交付予定額が下回っている場合には、差額は県の歳入となります。

交付申請の手続き

寄附目標額に達し、県から補助金交付予定額の通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、下記の書類をご提出ください。

県は、当該申請書を受理し、内容を審査した上で、補助対象事業が適当と認めるときは、補助金の交付の決定を通知します。

(交付申請必要書類)

- ① 補助金交付申請書（第4号様式）
- ② 奈良県ふるさと投資活用支援補助金に係る事業計画書（第1号様式）
(ただし、添付書類を除く)
- ③ 収支予算書（第5号様式）
- ④ その他知事が認める書類

補助対象事業の実施

補助事業者は、交付の決定の通知を受けた後、補助対象事業を実施してください。補助対象事業実施期間は、令和5年3月1日の実績報告日までとなります。

なお、補助事業者が寄附者に対し、礼状の送付や返礼品の進呈をする場合については、県が寄附者の個人情報の提供を行います。

(注意)

※補助事業者は、提供された寄附者の個人情報について、寄附者に対する礼状の送付、返礼品の進呈及び事業の報告以外の目的で使用してはなりません。

実績報告及び補助金の支払い

補助事業者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日、もしくは令和5年3月1日のいずれか早い日までに、補助対象事業を完了し、実績報告書を県に提出してください。

県において完了確認審査を行った後、補助金を支払います。

(注意)

※ふるさと納税制度を活用した寄附になりますので、寄附を受ける主体は、県となります。

従って、補助金交付予定額に対して、最終的に事業者様へ交付する補助金の額が下回っている場合には、差額は県の歳入となります。

補助対象事業者の義務

補助金の交付決定を受け、補助事業を遂行する事業者は、次の条件を守る必要があります。

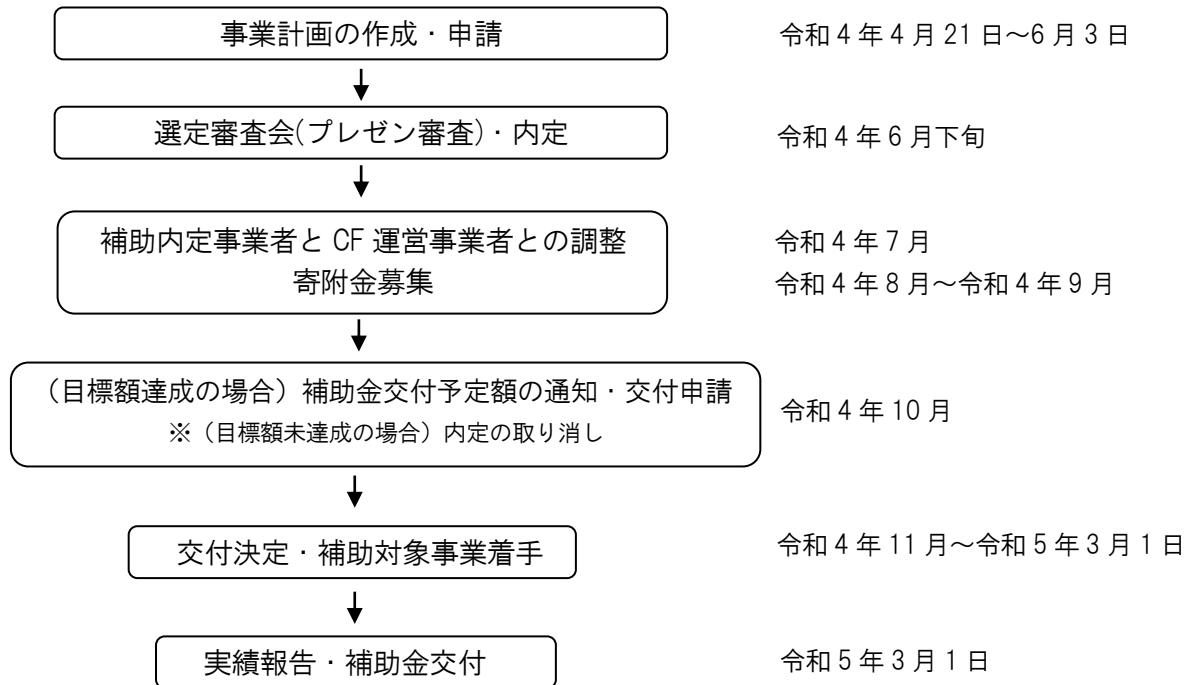
- ① 補助対象事業の事業実施状況を補助対象事業の完了した日の属する年度終了後、5年間報告すること。
- ② 補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産については、取得財産等管理台帳を備えるとともに、補助対象事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理すること。また、処分が制限された期間内に財産を処分する必要が生じた場合は、事前に知事の承認を受け、処分によって得た収入の全部又は一部を県に納付すること。
- ③ 補助対象事業に基づく発明、考察等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助対象事業年度又は補助対象事業年度の終了後5年以内に出願し、取得した場合、産業財産権等を譲渡した場合又は実施権を設定した場合は、遅滞なく知事に報告すること。
- ④ 補助対象事業にかかる経理については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と明確に区分するとともに、補助対象事業完了の属する年度の終了後5年間保存すること。また知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供すること。
- ⑤ 補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならないこと。補助対象事業の一部を第三者に行わせる場合についても同様に遵守せなければならないこと。また当該条件は、補助対象事業の完了後（内定の辞退、又は交付申請の取り下げをした場合などを含む。）も遵守すること。
- ⑥ 補助対象事業終了後、県からの依頼によりその成果を発表することがあること。

事業変更もしくは事業中止にかかる経費の負担

補助内定事業者又は補助事業者が、次に掲げる事項に当てはまる場合は、追加的な経費及び、従来生じる経費の一部又は全部の負担を求める場合があります。

- ① 事業計画又は交付申請の変更を行った場合
- ② 事業計画又は交付申請の取り下げを行った場合
- ③ 事業計画又は交付申請の取り消しを受けた場合

全体の流れ（予定）



留意事項

本事業への応募に際しては、本募集要項、奈良県ふるさと投資活用支援補助金交付要綱及び奈良県補助金等交付規則を必ずご確認ください。

お問合せ先

奈良県 産業・観光・雇用振興部 産業政策課 産業政策・新産業創出係
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL : 0742-27-8814 FAX:0742-27-4473
MAIL : sangyo@office.pref.nara.lg.jp